

平成 23 年 4 月 21 日

各 位

株式会社筑波銀行

「東日本大震災」に伴う他行預金払戻の特別措置の実施について

このたびの東日本大震災により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
筑波銀行（頭取:木村興三）では、今回の震災や原発事故に伴い被災地域から避難されている方々を対象とした他行預金の払戻（代理預金払戻）を下記のとおり実施しております。

記

1. 対象となるお客さま

東日本大震災や原発事故に伴い被災地から避難されている方で、以下の対象金融機関のお客さま（個人・法人）

2. 対象となる金融機関（4月21日現在）

金融機関名	本店所在地
荘内銀行	山形県鶴岡市
きらやか銀行	山形県山形市
岩手銀行	岩手県盛岡市
東北銀行	岩手県盛岡市
北日本銀行	岩手県盛岡市
山形銀行	山形県山形市
七十七銀行	宮城県仙台市
仙台銀行	宮城県仙台市
東邦銀行	福島県福島市
福島銀行	福島県福島市
大東銀行	福島市郡山市
常陽銀行	茨城県水戸市
宮古信用金庫	岩手県宮古市
杜の都信用金庫	宮城県仙台市
石巻信用金庫	宮城県石巻市
気仙沼信用金庫	宮城県気仙沼市
ひまわり信用金庫	福島県いわき市
あぶくま信用金庫	福島県南相馬市
石巻商工信用組合	宮城県石巻市
いわき信用組合	福島県いわき市
相双信用組合	福島市相馬市

3. 対象預金科目

普通預金、当座預金、貯蓄預金、納税準備預金

※その他の預金については、窓口にご相談ください。

4. 払戻限度額

1口座あたり原則1日10万円以下（預金残高の範囲内で千円単位）

5. 本人確認

運転免許証や健康保険証など、預金者ご本人であることが確認できる書類をお持ちください。なお、確認書類をお持ちでない場合は、窓口にご相談ください。

6. 取扱店舗

当行の全店舗

以上